

議案第50号 交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

建設業法施行令の一部改正に伴い、同政令に条ずれが生じるため、当該条項を引用する交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例において所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

改正する条	改正後	改正前
第3条第11号	建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第37条第1項</u> 及び第2項の規定による…(後略)	建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第34条第1項</u> 及び第2項の規定による…(後略)
第4条第8号	建設業法施行令 <u>第37条第1項</u> 及び第2項の規定による…(後略)	建設業法施行令 <u>第34条第1項</u> 及び第2項の規定による…(後略)

3. 施行期日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年6月定例会

議案の 件名	議案第50号 交野市布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関 する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。		他市においても、同様の改正が実施される。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
建設業法施行令の一部改正に伴い、条ずれが生じるため、当該条項を引用する交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例において所要の改正を行うもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
・令和6年12月13日 建設業法施行令の一部改正を含む「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が施行。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	2 1 上水道・下水道			
		施策	施 策	1 安全で安定した上水道事業の推進			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		〈市民参加の状況〉		計画名称			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度					
		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		公布の日					
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
水道局		総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （新旧対照表他）				

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令 <u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>